

児童健全育成上の課題について各委員の意見・提言
(主な項目・詳細は次頁に)

○鈴木委員

- ・児童厚生員の名称について
- ・大型児童館の機能・あり方について
- ・児童遊園について

○中川委員

- ・子ども・子育ての直面する課題について
- ・児童館が果たす役割と取組
- ・地域における子育て支援の充実について

○保志委員

- ・児童館のもつ福祉的機能について
- ・児童館と遊びの空間について
- ・児童館は「地域社会と子どもをつなぐ」役割について

○柏女委員

- ・児童福祉法に関わる内容について
- ・児童館の機能について(職員の資質等)
- ・放課後の子どもの居場所等
- ・今後、求められる事

児童館ガイドライン検討委員会・各委員のご意見・ご提案等の記入用紙

氏名	鈴木一光
<p>①児童館ガイドライン・2/7提案版についての具体的なご意見等 (原稿への具体的加除訂正願いや、新たに設けたい文言等について)</p> <p>【児童厚生員の名称について】</p> <p>児童館ガイドラインにも見られるように、児童館の機能・役割は多岐に亘っている。それを実行していくのは職員たる児童館長・児童厚生員である。</p> <p>その児童厚生員は、子どものソーシャル・ワーカーと同様の専門性を発揮しなければその使命を全うできない。</p> <p>現在の「遊びを指導する者」の記述は、一般に「遊び相手」「遊ばせ屋」という理解を招来する呼称であり、職員の意識の上でも児童福祉施設としての児童館を矮小化させ、モチベーションを下げる結果となる。</p> <p>以上の観点から、従来の児童厚生員の呼称を法的に保障するべきである。</p> <p>②子どもの育ち・子どもをめぐる課題・子育てに関すること・放課後の子どもの課題・児童健全育成施策についてなど、ご意見ご提言</p> <p>【A. B. C型児童館の検討会について】</p> <p>基礎自治体の児童館・児童センターをもって、すべての子どもの健全育成を全うできることはあり得ない。家庭・学校をはじめ多くの社会的資源と協働して、それは為るものであろう。</p> <p>その際、まずもって都道府県の支援・理解は不可欠であり、歴史・文化・経済の共通意識をもつ広域地域において、子どもの措置に格差が出ないような配慮は当然に必要となる。都道府県のセンター機能を備えた大型児童館のあり方と、設置推進についての検討会をぜひ実施して頂きたい。</p> <p>【児童遊園の検討会について】</p> <p>児童福祉法制定者は、子どもの遊び場は地域の安全な場所をすべて活用すべきであって、児童館活動とは館内活動を意味しない、として立案したという。</p> <p>すなわち、子どもは、特に幼児期・学童期にあっては身体的発達のために外遊びを豊かにし、風雨寒暖の激しい時に室内にて遊びを図るべきことを想定した。そのため、児童厚生施設は児童遊園・児童館と列挙されている。昨今の子ども達の身体発達の劣化、社会性の欠如等々を鑑みたとき、改めて、児童遊園や外遊びのあり方について検討会の必要性を感じる。</p>	

児童館ガイドライン検討委員会・各委員のご意見・ご提案等の記入用紙

氏名	中川一良
②子どもの育ち・子どもをめぐる課題・子育てに関すること・放課後の子どもの課題・児童健全育成施策についてなど、ご意見ご提言	
<p>1 子どもと子育ての直面する課題とは</p> <ul style="list-style-type: none">① 進行する少子化…出生率 1.37 (08 年度)② 増大する子育てへの負担感…児童虐待件数 44210 件 (09 年度)③ 揺らぐ子どもの育ちと心…子どもに対する犯罪・不登校・引きこもり <p>2 求められているものは</p> <ul style="list-style-type: none">◎ 子育て支援の充実と子どもの健全育成の推進である。 <p>3 児童館が果たす役割と取組</p> <p>①子どもの社会性の向上や自立の促進</p> <ul style="list-style-type: none">(1)子どもの生きる力の育成※ 健全育成の居場所作り…子どもたちが、安心安全に過ごせる遊びと出会いの場を提供する。※ 児童の安全確保のための取組…児童館が核となって地域における安全ネットワークづくりと子どもたちへの安全指導を推進する。※ 自然・世代間体験活動の推進…児童館の活動を通して、自然と触れ合い、様々な世代の人々と出会う場面をプロデュースする。(2)次世代を育む親になるために※ 思春期児童の活動拠点…学校とも家庭とも一味違う第三の居場所を提供すると共に、様々な活動を展開する拠点とする。※ 社会参加促進とジュニアボランティア活動…思春期の子どもたちの自立度に見合った取組として、受け手のみならず担い手としての側面を育成する活動を推進する。自己と社会の関係について考え方を踏み出す機会をプロデュースする。※ 中高生と赤ちゃんとのふれあい交流事業…地域のすべての子ども対象とする児童館の施設特性を生かし、かつて地域に自然に存在した赤ちゃんとの出会いを児童館で提供する。赤ちゃんへの理解を促進し、将来親になることのプラスイメージを培う。	

②地域における子育て支援

(1)乳幼児を持つ在宅の親に対する取組

- ※ 乳幼児クラブ…在宅の0・1・2歳児とその保護者の地域における交流の場として。
- ※ 子育てグループの育成・援助…自主的に集まり活動する母親グループの活動場所・施設・備品使用の提供及び進行プログラム等のサポートを行う。
- ※ 子育て広場・地域子育て支援拠点事業（児童館型）…より幅広く地域の乳幼児親子の集いと交流、相談の場として、児童館の活用を図る。

(2)子育てを支えるネットワークづくり

- ※ 虐待予防の地域・顔の見えるネットワーク…虐待に至らぬよう地域全体で子育て家庭を支えるネットワークの取組を児童館が中心となって進める。
- ※ 子育て相談・子育て講座…地域のもっとも身近な相談の窓口として機能し、身近な子育て課題をテーマに講演会を開催する。
- ※ 子育て支援総合コーディネーター…地域のすべての子ども（子育て家庭）を対象とする児童館の特性を踏まえ、学校、保育所、幼稚園、各種団体との連携を図り、地域の子どもと子育てに関する総合的拠点として活動する。

児童館の今日的重点目標

『子どもの社会性の向上と自立の促進』

（社会を構成し社会を支える力と自立した市民として生きる力を育てる）

『地域における子育て支援』

（子育て家庭を支援し、少子化の進行に歯止めをかけ、児童虐待の予防・防止に取り組む）

児童館ガイドライン検討委員会・各委員のご意見・ご提案等の記入用紙

氏名	保志 幸子
<p>①児童館ガイドライン・2/7提案版についての具体的なご意見等 (原稿への具体的加除訂正願いや、新たに設けたい文言等について)</p> <p>具体的な点は間に合わなくて申し訳ありません。</p> <p>②に問題意識を記載しました。</p>	
<p>②子どもの育ち・子どもをめぐる課題・子育てに関すること・放課後の子どもの課題・児童健全育成施策についてなど、ご意見ご提言</p> <p>ガイドラインへの問題意識</p> <p>1 児童館の持つ福祉的機能について、働く職員や行政組織の認識を深めたい。</p> <p>(1) 児童自身の悩みや不安に対応する一心のよりどころとしての相談機能がある。</p> <p>(2) 虐待の発見と子どもと保護者への<u>支援</u></p> <p>(3) 障害児の地域の居場所</p> <p>(4) 保護者を対象にした相談機能一気軽に子どもの年齢を問わない相談に応じる</p> <p>2 児童館は児童の育ちを支える遊びの空間を守る。</p> <p>(1) 自由な遊びを保障する場</p> <p>(2) 自由とは何か</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域のすべての児童がつながる可能性をもつ。・ 自発性、自主性が尊重される。・ 社会性の発達に見合った活動の支援を意識する・ 子どもの権利の尊重	

3 児童館は地域社会と子どもとのつなぎ役を果たす

(1) 地域全体の問題を視野に入れる。

- ・ 職員がまちの実態（地域の遊び場、地域活動ー町会、子ども会、PTA、防災、環境等の組織活動）を知る。職員自身が協力する。単に子どもの指導者としての専門性にとどまらず、子どもの地域での遊び活動のコーディネーターとして協働体制を広げる役割が果たせることが望ましい。（人と人をつなぐ、地域活動上の相談に応じる）
- ・ 保護者、学校、幼稚園、保育園などと深く連携することは必須である。

(2) 子どもが地域のことを知り、地域活動に参加する機会をつくることで、異世代の交流ができるようになる。→子どもの居場所が広がる。心のよりどころが広がる。

- ・ 地域の大人に児童館の子ども活動に参加してもらう
- ・ 子ども自身が地域の活動に参加する橋渡しをする
- ・ 地域と一体になった活動を企画する

(3) 地域の大人が子どもの姿に感動できる機会を作ることによって、保護者以外にも子どもの育ちを待てる、励ます、見守れる大人を育てる→このことが「次世代を育成するまちづくり」につながる。

- ・ 運営協議会は児童館活動を応援し、一方で確認する役割を持つ。

児童館ガイドライン検討委員会・各委員のご意見・ご提案等の記入用紙

氏名	柏女 靈峰
<p>①児童館ガイドライン・2/7提案版についての具体的なご意見等 (原稿への具体的加除訂正願いや、新たに設けたい文言等について)</p> <p>1. 検討会の報告書はあくまで検討会報告書として作成する必要があり、そこには、子どもの育成のための理念や児童館活動の理念なども明記することが必要とされる。検討会の成果を児童館ガイドラインの作成だけに矮小化すべきではない。したがって、第1回検討会に提示された貴重な意見や実践報告も、検討会報告書にしっかりと盛り込む必要がある。</p>	
<p>②子どもの育ち・子どもをめぐる課題・子育てに関すること・放課後の子どもたちの課題・児童健全育成施策についてなど、ご意見ご提言</p> <p>1. 児童福祉法の理念規定のなかに、児童の生存、発達、及び自立に関する固有の権利を積極的に保障する趣旨の条項を設けること。第2項として、子どもの遊ぶ権利を規定すること。</p> <p>2. 1の権利を保障する児童福祉施設としての児童厚生施設について規定する児童福祉法第40条の規定をリニューアルすること。児童遊園の規定を見直し、プレイパークや冒険遊び場なども施策に取り込んだ規定にし、助成の道を開くこと。</p> <p>3. 児童福祉施設最低基準の児童厚生施設部分について、児童館ガイドラインの趣旨を生かした修正を行うこと。また、実施要綱の見直しも進める必要がある。</p> <p>4. 児童厚生員の資格に社会福祉士を明確に位置付けるとともに、児童厚生員の専門性について家庭基盤の脆弱な児童に対応できるソーシャルワークの専門性を強化すること。</p> <p>5. 児童館には、親と子、地域社会の3者の媒介を担う機能が不可欠である。親と子、子と子、親子と地域社会それぞれの媒介を担うことによってつながりを再生する専門職(児童厚生員)がいる「居場所」(館)としての児童館が必要とされる。家に帰れない、家に帰っても居場所のない子どもたちの生活を支援する機能があってこそその「館」であり、それがなければ遊びの支援という「機能」があればいいこととなる。適正配置も議論すべきである。児童館が「館」であることの意味を再確認すべきである。これから児童館は、「小中学校区域などの地域の子ども・子育ての環境全体を視野に入れ、そのエリア内の子どもの育ちや子育てを支援するセンターとしての役割」を模索すべきである。とくに家に居場所のない児童を視野に入れる必要があり、そのためには、児童厚生員はコーディネーターの資質を持つことが強く期待される。</p> <p>6. 親が夜8時過ぎに帰ってくる家の子どもたち、すなわち一人暮らし児童の実態把握と生活支援のための仕組みを整備すべきである。児童館が要対協の一員となって支援することも一案。</p> <p>7. 中高生に関しては、プチ家出や出会い系サイトなどによる交流など、特に家庭に居場所のない子どもたちに対する支援が必要である。そのためには、ストリートエデュケーター・ユースワーカーといった新たな仕組みや専門家、ボランティアの整備なども考える必要がある。</p> <p>8. 放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室を新システムにしっかりと位置付ける。</p> <p>9. 地域における子ども育成活動は、児童厚生施設等の公的施設・機関、社会福祉協議会、児童委</p>	

員、主任児童委員等の公的ボランティア、地域子ども会や母親クラブ等の地域組織、住民主体型地域自主活動、企業、ボランティア、NPO 等により展開されている。具体的活動としては、子どもの遊び場、遊びの機会の確保、キャンプ、世代間交流活動、地域の安全点検・交通安全巡回等の事故防止活動、有害環境浄化、非行防止等の活動が展開されている。特に近年では、放課後等における子どもの安全確保も大きな課題となっている。これらの団体や活動の相互交流も必要ではないか。

10.児童健全育成推進財団、児童育成協会、こども未来財団などが中心となり、こうした全国組織の交流と緩やかな組織化を進め、国と協働して社会や企業等に対する発信機能を高めていくことが必要ではないか。

11.以上のこと項など、児童育成サービスに関する理念、制度、方法を一体として検討する場が政府に必要と考える。